

4. 証券

2022年末時点の世界の株式時価総額のうち、日中は、上海証券取引所が6兆7,245億ドルで世界第3位（前年も世界第3位）、日本取引所（東京）が5兆3,805億ドルで同5位（前年も世界第5位）、深圳証券取引所が4兆7,009億ドルで同6位（前年も世界第6位）であった。中国全体では11兆4,253億ドルとなった（2021年末時点では14兆3,745億ドル）。

2022年の世界の株式売買代金のうち、日中は、深圳証券取引所が19兆383億ドルで世界第3位（前年も世界第3位）、上海証券取引所が14兆2,792億ドルで同5位（前年も同5位）、日本取引所（東京）が5兆8,611億ドルで同6位（前年も同6位）であった。中国全体では33兆3,175億ドルとなった（2021年は39兆4,847億ドル）。

2022年の証券分野の市場開放の状況

証券業、資産運用業への外資参入規制の緩和

2018年4月のボアオ・アジアフォーラム（海南省）で、習近平国家主席が新たな対外開放政策を表明、その後、中国人民銀行総裁が金融業の対外開放に関する12項目を発表し、期限を区切って実施することを確約した。2019年は、7月20日に国务院金融安定発展委員会が金融業の対外開放に関する11条から成る措置を、6月13日に中国証券監督管理委員会（証監会）が証券業の対外開放に関する9項目から成る措置をそれぞれ発表した。さらに、2020年1月16日、米中両国政府は、金融分野も含め、第1段階の経済・貿易協定に署名した。前述の2つの措置と米中協定の結果、証券業および資産運用業（基金管理会社）では、2018年から見て3年後の2021年に外資出資上限を撤廃するとしていた方針を変更し、2020年4月に1年間前倒して撤廃した。

外資参入規制の緩和を受け、2022年以降の証券業の動きのうち、新設の合弁証券会社では、証監会は、2023年1月19日、スタンダードチャータード銀行（香港）の設立を認可し、初の外資100%出資による新設証券会社となった。また、証監会は、2022年1月7日、BNPパリバによる設立申請書類を、同年9月15日、伊インテザ・サンパオロによる申請種類をそれぞれ受理した。2023年1月末時点で、中国本土以外の外資による証券会社は計18社が設立されており、そのうち2社が日系（野村ホールディングス、大和証券グループ本社）でいずれも51%出資となっている。

2022年以降の基金管理会社の動きのうち、新設では、証監会は、2023年1月10日、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドが100%出資（2億6,000万元）する施羅德基金管理会社の設立を認可した。既存では、証監会は、2022年11月18日、泰達宏利基金管理有限公司に対し、カナダ系のマニユライフ・インベストメント・マネジメント（シンガポール）が主要株主、マニユライフ・フィナンシャル・コーポレーションが実質的支配者として、前者が9,180万元（51%持分相当）を出資し、外資持分100%になることを認可した。続いて証監会は、2023年1月19日、上投摩根基金管理有限公司に対

し、JPモルガン・アセット・マネジメントが主要株主、JPモルガン・チェースが実質的支配者として、前者が2億5,000万元を出資し、外資持分100%になることを認可した。また、証監会は、同年2月3日、摩根士丹利華鑫基金管理有限公司に対し、モルガン・スタンレーが実質的支配者、モルガン・スタンレー・インターナショナルが1億2,750万元（51%持分相当）を出資し、同会社の単独株主になることを認可した（外資持分100%）。2023年1月末時点で、外資100%出資の基金管理会社は、新設で4社、既存で3社、計7社となっている。

中国向け投資規制の緩和

外国人投資家による国内証券市場への投資を認める適格外国機関投資家（QFII、Qualified Foreign Institutional Investorsの略称、2002年11月導入）制度、およびオフショア人民元を中国本土で運用するための人民元建て適格外国機関投資家（RQFII、RMB Qualified Foreign Institutional Investorsの略称、2011年12月導入）制度の下では、従来、個別機関投資の運用枠の上限を設けてきたところ、2019年9月10日、国家外為管理局は、上限規制を撤廃した。同時に、RQFIIについて、世界各国・地域市場に配分する運用枠も撤廃した。また、2020年9月25日、証監会、中国人民銀行、国家外為管理局は、従来、参入条件・投資対象等を別々に規定してきたQFII・RQFIIの規則の統合を目的とした「QFIIおよびRQFIIの国内証券・先物投資管理弁法」を公布した（同年11月1日施行）。

前後するが、2020年5月7日、中国人民銀行および国家外為管理局は、QFII・RQFIIの投資上限制度を撤廃するとともに（「適格投資家」に統一）、外貨・人民元の管理を一本化し、入出金・為替交換の登録制に移行することなどを公表した。この結果、対内証券投資の運用枠の統計は、2020年5月末時点をもって終了している。なお、2022年12月末で証監会に登録されている適格投資家は740社となっている。

対外投資規制の緩和

中国国内の金融機関による対外証券投資を認める適格国内機関投資家（QDII、Qualified Domestic Institutional Investorsの略称、2006年4月導入）制度の運用枠は、為替・資本規制により、過去に新規・増枠ともに認可が止まった時期もあった。2022年は、1月末時点の1,575億1,900万ドルから、12月末時点の1,597億2,900万ドルまで、22億1,000万ドルの運用枠が追加されている。中国本土・香港債券市場相互接続協力制度（債券通）のうち、香港向け債券投資制度（サウスバウンド）が2021年9月24日より始動している。

なお、2021年2月、国家外為管理局は、年間5万ドルを上限に設定した上で、中国国内の個人投資家が海外の証券・保険等に投資できる仕組みの検討を行う方針を示している。

越境証券取引制度の規制緩和

中国では、2014年11月17日から上海・香港間で、2016年12月5日から深圳・香港間で、それぞれストックコネクが始動している。ストックコネクの下では、参加する投資家を機関投資家に限定し、かつ外貨建てでの投資しか認めない既存のQFII制度とは異なり、①中国本土・香港の両サイドから双方向で、かつ、②人民元建てで投資を行い、③個人投資家も現

物株を直接購入できる。前述の12項目のうち、中国本土－香港間のストックコネクートの1日当たりの投資枠の4倍への拡大（上海・深圳の各投資枠を130億元から520億元に、香港株の各投資枠を105億元から420億元へ拡大）は、2018年5月1日より実施されている。また、2021年2月1日より、香港サイドから、①上証180・上証380に組み込まれている上海証券取引所・新興市場（科创板）の構成銘柄および②A+H株上場会社の科创板銘柄のA株が売買できるようになった。同時に、中国本土サイドから、科创板および深圳証券取引所でのA+H株上場会社のH株を売買できるようになった。さらに2022年12月19日、証監会と香港証券・先物事務監察委員会は共同で公告を出し、中国本土－香港間のストックコネクートの対象銘柄の範囲を拡大するとした。香港から中国本土上場銘柄向け投資のノースバウンドでは、①時価50億元以上の流動性基準等の条件に適合した上証A株指数および深証総合指数の構成銘柄、および②上海・深圳証券取引所のA+H株上場会社のA株が売買できるようになった。また、中国本土から香港上場銘柄向け投資のサウスバウンドでは、ハンセン総合大型株指数、ハンセン総合中型株指数、時価50億香港ドル以上のハンセン小型株総合指数の構成銘柄に組み込まれている香港が主要上場先の外国企業株式が売買できるようになった。2023年3月13日より対象銘柄の範囲拡大が始まった。

中国本土－香港間以外で新設された上海・ロンドンストックコネクートについては、2018年10月12日、証監会は「上海・ロンドン証券取引所による市場相互接続預託証券業務監督管理規定」を公布し（即日施行）、2019年6月17日、華泰証券のグローバル預託証券（GDR）がロンドンに上場した。その後、2022年2月11日、証監会は、同規定の名称を「国内外の証券取引所相互接続預託証券業務監督管理規定」に変更して公布し（即日施行）、これまでの上海・ロンドンストックコネクートをベースに、①中国国内では深圳証券取引所を追加し、②国外ではスイス・ドイツも売買市場に追加し、③海外発行体が中国国内で資金調達を行うことを容認した。また、新規定に対応し、上海・深圳証券取引所は、中国本土の個人投資家の預託証券業務への参加条件引き下げ（保有資産300万元以上→50万元以上）を行っている。欧州とのストックコネクートを活用して、2022年7月28日に第一陣として、格林美（電池メーカー）、国軒高科（車載電池大手）、科達製造（建材メーカー）、杉杉（服飾メーカー）の4社がGDRを発行している。

また、2022年は、香港の中国本土への返還25周年（7月1日）を機に、2つの新たなコネクートが創設されている。第一番目が、中国本土と香港の上場投資信託（ETF）の相互売買制度である「ETFコネクート」である。ETFコネクートによって、香港の適格投資家とブローカーは中国本土に上場するETF83銘柄を、中国本土の投資家は香港に上場するETF4銘柄をそれぞれ売買できる仕組みが同年7月4日に始動した。第二番目は、同年7月4日に発表されたデリバティブ（金融派生商品）の相互売買制度である「スワップコネクート」である。まずは香港サイドから中国本土の金利スワップを取引できるノースバウンドを6カ月後に開始する予定である。

QFII・RQFIIを含む国内投資規制の緩和による外国人投資家を含む機関投資家の参画は、(1) 市場への流動性提供、

(2) 新たな投資手法や評価手法の導入、(3) 企業のガバナンスの改善等の効果が期待され、市場の質的向上につながるものである。中国の株式市場における外国人投資家の株式保有金額は、2021年12月末時点の3兆9,420億元（保有比率4.3%）から、2022年はゼロコロナ政策の影響を受け、同年10月末時点で2兆7,680億元（同3.74%）までに減少している。また、2022年12月末時点の中国本土の時価総額78兆8,006億元のうち、外国人投資家の株式保有金額は3兆1,960億元（保有比率4.06%）となっている。なお、日本の株式市場の保有比率の場合、個人投資家が16.6%、外国人投資家が30.4%となっている（2022年3月末）。2023年2月1日、証監会は、上海・新興市場（科创板、2019年7月22日より）、深圳・新興市場（創業板、2020年8月24日より）、北京証券取引所（2021年11月15日より）で実験的に導入されてきた株式発行登録制度を、メインボードにまで全面的に拡げる株式発行制度改革案を公表し、同年2月17日より実施した。多様な投資家層の育成・存在が、株式発行制度改革後の企業の株式発行を支える上で重要である。

日中金融協力および日中証券市場協力

日中金融協力の本格的再開

2018年5月の日中韓サミットに合わせて来日した李克強首相と安倍晋三首相との間で行われた日中首脳会談では、2011年12月に合意した日中金融協力の本格的再開を確認している。2019年に入り、日本での人民元クリアリング銀行の設置では、4月17日に中国銀行東京支店の人民元クリアリング業務が始動した。続いて、同年6月27日、三菱UFJ銀行が、邦銀として初めて人民元クリアリング銀行に指定された。外銀としては米国でのJPモルガンに続いて2例目となる。RQFIIでは、2018年12月の三井住友銀行の運用枠（30億元）取得に続き、2019年5月21日、三菱UFJ銀行が60億元の運用枠を取得した。

2021年10月25日、中国人民銀行と日本銀行は、中国人民銀行において3兆4,000億円、日本銀行において2,000億人民元をそれぞれ引出限度額とする通貨スワップ協定を2024年10月25日まで3年間延長している。

日中証券市場協力の始動

2018年10月の安倍首相の公式訪中時には、新たに、証券市場での協力強化に関する覚書について、両首脳立会いの下、金融庁長官と証監会主席による署名が行われた。この日中証券市場協力は、①政府および市場関係者による多層的な協力強化（MOUを締結）、②「日中証券市場フォーラム」の相互開催、③日系証券会社等の中国市場参入の早期実現、④上場投資信託（ETF）の相互上場の早期実現、⑤市場監視分野における連携・交流の強化、⑥その他（人材育成、ESG投資、法制度に関する情報交換等）から構成されている。第1回日中資本市場フォーラムは2019年4月22日に上海で、第2回フォーラムは2021年1月25日にオンライン形式で開催されている。第3回フォーラムは、2022年9月7日にオンライン形式で開催され、日本側からは金融庁、日本取引所グループ、日本証券業協会、投資信託協会、中国側からは証監会、深圳証券取引所等が参加し、高齢化社会における資本市場の役割等についても議論

が行われた。2021年から始まった中国の第14次5カ年計画および中国共産党第20回党大会・政治報告の金融・証券分野では、「直接金融の割合の拡大」が目標とされている。金融・証券分野の日中の市場間協力が、中国の市場化改革をさらに進め、日系民間プレイヤーの市場参入にも資することが期待される。

＜建議＞

＜外資による中国証券業、資産運用業への参入規制の緩和ならびに撤廃＞

- ①外資による中国証券業、資産運用業への参入について、先物会社は2020年1月1日から、証券会社・基金管理会社は同年4月1日から、それぞれ外資出資比率が撤廃されている。一方、国家発展改革委員会および商務部は、2020年12月19日、「外商投資安全審査弁法」を公布し（2021年1月18日施行）、重要金融サービス分野への外商投資による実質的支配権の取得に関し、外商投資安全審査業務メカニズム弁公室への自主申告を求めている。同弁法に関し、「重要」な金融サービスの定義・基準、中国証券監督管理委員会（証監会）への外資系証券会社等の設立申請手続との関係・順番を、国家発展改革委員会、商務部、証監会に確認する。
 - ②2018年3月9日、証監会は「外商投資証券会社管理弁法」の草案を公表、パブリックコメントを実施し、同年4月28日に公布・施行したが、後に2020年3月20日になり、当該規定を修正した。2019年10月16日、國務院常務會議は、外資系証券会社、同基金管理会社に対する業務範囲制限の全面的な廃止を決定しており、同決定の趣旨に沿った開放政策を証監会に要望する。同時に、外資系証券会社等の設立申請から認可までの関係機関との手続に対する全面的支援を証監会に要望する。また、外資系証券会社、同基金管理会社の中国本土でのビジネスが、グローバルに一体管理できるような各種支援を証監会に要望する。
- ・持分比率について、当該弁法では、国外株主が累計して保有する（直接保有と間接支配を含む）外商投資証券会社の持分比率は、証券業の対外開放に関する国の方針に適合しなければならないと規定されている。非上場中資系証券会社と同様の出資比率の規定を外資にも適用する開放政策の全面的な実施を、証監会に要望する。
 - ・上記草案の中で、ライセンスについては、証券法125条（改正前）に定める業務を、原則、同時に4つまで申請することができるとし、1年後には追加申請ができ、毎回2つまで申請できるとしていた。その後、2020年3月1日から施行された改正後の証券法では、証券会社の業務を120条で、(1)証券ブローカレッジ、(2)証券投資顧問、(3)証券取引、証券投資活動と関連する財務アドバイザー、(4)証券引受およびスポンサー、(5)証券信用取引、(6)証券マーケットメイク取引、(7)証券トレーディン

グ、(8) その他証券業務、と定めている。ライセンスの申請手続については、「証券会社業務範囲審査・批准暫行規定」（2020年修正版）の7条において、新設の場合は4つまで、設立後の追加申請は1回につき2つまでとの規定が設けられている。設立後の追加申請ライセンス数に関する上限規制の撤廃を、証監会に要望する。

- ・ライセンス面で、投資銀行ライセンス取得に際しての最低人数35名および投資子会社設立に際しての最低純資本12億元について、それぞれ自社で判断して設定できるよう、証監会に要望する。また、投資銀行業務と関連するホールセール業務（機関投資家向けブローカレッジ業務、リサーチ業務、証券投資顧問業務等）の拡大やクロスボーダーM&A業務の展開支援を、証監会に要望する。
- ・上記の証券投資顧問業務のライセンスに関連して、1997年12月25日に証監会が公布した「証券、先物投資諮詢管理暫行弁法」（1998年4月1日施行）および中国証券業協会が公表している「証券業従事人員資格管理に関するよくある質問と回答」No.20では、①証券投資顧問業務（投資顧問）、②証券投資顧問業務（アナリスト）、③証券投資顧問業務（その他）の資格対象者を中国籍に限っている。外商投資証券会社のライセンスを証券投資顧問業務にも開放していく中で、同業務に従事する資格についても、内外無差別での取り扱いを、証監会に要望する。
- ・証券会社の人材管理面で、証監会は、2022年2月18日に公布した「証券基金経営機関董事、監事、高級管理者および業務人員監督管理弁法」の8条において、証券会社・基金管理会社の董事長、副董事長、監事会主席、高級管理者について、業界団体が実施する（法令の）理解度合いを評価する資格試験に参加することが可能であるが、参加しない場合には、就任できる要件の1つとして、中国本土での10年以上の証券・基金等の分野での経歴が必要としている。同管理弁法は2022年4月1日から施行されている。また、2022年2月16日に中国証券業協会が特定地域（上海市、海南省、重慶市、浙江省杭州市、広東省広州市、同深圳市）を対象に公布した「海外証券専門人材の業務従事実施の特別手続に関する通知」では、同人材の評価試験参加への利便性を図るため、協会は中国語・英語双方での法令試験および高級管理職向け評価試験を進めることと、海外での証券・基金等の分野での経歴を中国国内の経歴と同様に扱うこととしている。そうした中で、第一に、①上記弁法8条および「証券会社董事、監事、高級管理者および業務人員管理規則」が定める全ての評価試験での英語版の併用、②今後の法改正時の中国本土での業務経歴年数の引き下げ、または現行法での弾力的運用を、証監会に要望する。第二に、証券業従事人員評価試験に関しては、上記協会通知の趣旨を踏まえ、①一般評価試験の英語版の併用および上記通知の適用地域制限の撤廃、または②本国での評価試験結果の活用を、証監会に要望する。

第三に、証券会社の海外人材管理面での体系的なルール設定と分かりやすい運用を、証監会および中国証券業協会に要望する。

- ③ 2021年3月18日、証監会は「『証券会社株式持分管理規定』の修正に関する決定」を公表した。その第5条の規定では、株主を、保有比率によって、(1)支配株主(証券会社の50%以上の持分を保有する株主、または50%未満でも株主総会の決議で重大な影響力を有する議決権を持った株主)、(2)主要株主(証券会社の5%以上の持分を保有する株主)、(3)証券会社の5%未満の持分を保有する株主の3種類に分類し、保有比率が多いほど満たすべき基準が強化される構成となっている。2018年3月30日に公表された同規定の草案において、支配株主については、純資産1,000億人民元以上といった財務面での基準が設定されていたが、2021年3月18日に公布された「証券会社株式持分管理規定」では、支配株主について、総資産が500億元以上、純資産が200億元以上と財務面での基準が引き下げられた。今後も、基準の緩和(または引き下げ)を、証監会に要望する。
- ④ 証券投資顧問会社への外資参入規制の緩和と業務範囲(新三板業務、私募業務等)の拡大を、証監会に要望する。
- ⑤ 銀行理財子会社への外資参入について、孫会社形態も含め、「商業銀行理財子会社管理弁法」に基づく参入基準と業務範囲の明確化、および外資合弁理財子会社による養老理財商品テスト展開の指定基準の明確化を中国銀行保険監督管理委員会に要望する。

<国内外投資規制の緩和>

<中国向け投資規制の緩和>

- ⑥ 適格外国機関投資家(QFII)、人民元建て適格外国機関投資家(RQFII)、私募(PE)投資、不動産投資について、証監会(および項目によっては国家発展改革委員会および商務部)、中国人民銀行(元取引)、国家外為管理局(外貨取引)に、以下の通り要望する。
- ・ 上場会社への外資保有制限を外資参入特別措置(ネガティブリスト)に応じて緩和。
 - ・ 申請手続の登録制への移行・簡素化、報告方法の簡素化。
 - ・ 投資ロックアップ期間の撤廃、または可能な限りの短縮化。
 - ・ 対外送金規制の撤廃。
 - ・ 高頻度取引(HFT)に関するルール整備。

<対外投資規制の緩和>

- ⑦ 適格国内機関投資家(QDII)について、証監会、国家外為管理局に、以下の通り要望する。
- ・ 国務院が認可した中国全体の運用枠の公表および拡大。
 - ・ QDIIの個別運用枠の認可の拡大。

<越境証券投資制度の緩和>

- ⑧ 上海・香港および深圳・香港相互株式投資制度(滬港通、深港通)の売買対象銘柄の拡大(2022年12月19日付公告)の想定日通りの実現(発表から約3カ月後)、同投資制度の他地域(香港以外)への拡大継続、現物株以外の商品(上場投資信託(ETF)など)への拡大を、証監会、中国人民銀行に要望する。
- ⑨ 2022年7月4日、中国本土・香港間のデリバティブ(金融派生商品)の相互売買制度である「スワップコネクト」の導入が公表された。第一段階では、香港から中国本土の金利スワップを取引できるノースバウンドが公表から6カ月後に開始する予定であり、想定日通りの実現を、中国人民銀行に要望する。
- ⑩ 2018年11月23日、国務院は、「自由貿易試験区での改革・イノベーションを深化する若干の措置を支援することに関する通知」を公表し(国務院の承認は同年11月7日付)、第42項で自由貿易試験区での個人による対外証券投資の展開を支援としている。実施細則の制定を、証監会、中国人民銀行に要望する。また、2021年2月、国家外為管理局は、個人投資家による対外証券等投資制度(年間5万ドル上限)を検討するとしており、同局に、実施細則の制定と実施時期の公表を要望する。

<越境証券投資税制の明確化>

- ⑪ 対内証券投資、対外証券投資ともに、証監会、財政部、国家税務総局に、以下の通り要望する。
- ・ 利息・売却益・配当に対する所得税および増値税(旧営業税)の免税措置の明確化、恒久化。
 - ・ 課税か免税か明記されていない場合は、過去に遡って課税しない方針を明確化。

<ファイナンス規制の緩和>

<株式市場の活用>

- ⑫ 中国から見た居住者、非居住者ともに、外資企業の中国国内市場への株式上場、具体的には新三板や北京証券取引所への株式上場手続の明確化や、上海証券取引所・国際板の開設とその日程の公表を、証監会に要望する。また、2019年7月22日からは、上海証券取引所での新興市場(科创板)の創設・上場と、発行登録制度の試験運用が始まっている。深圳証券取引所の新興市場(創業板)でも、2020年6月12日に証監会が発行登録制度に関する規則を公布し、試験運用が始まっている。第14次5カ年規画には、発行登録制度を全面的に実行する方針が盛り込まれており、メインボードへの適用など、改革が着実に進められるよう要望する。
- ⑬ 2012年以降、中国企業の海外での全面的な株式上場規制の改正・緩和が行われてきた一方、2021年7月6日、国務院・中国共産党中央弁公庁は連名で「法に基づき証券違法行為を取り締まる意見」を公表し、海外上場の中国企業について、国境を越えるデータの流通や機密情報の管理に関する

法律・規制を整備するとした。その後、同年12月24日、証監会は「国内企業の海外での証券発行・上場に関する國務院の管理規定（案）」と「国内企業の海外での証券発行・上場登録に関する管理弁法（案）」を公表し（2022年1月23日までパブリックコメント募集）、後者については、2023年2月17日、「国内企業の海外での証券発行・上場管理に関する試行弁法」という名称に変え公布した（同年3月31日施行）。上記規定および管理弁法の中で、第一に、中国企業は、外商投資、ネットワーク安全、データ安全等国家安全に関する法令に基づき、証監会に登録申請を行う前に、同審査を受けなければならない。そのため、証監会は、国内企業の海外上場に関して部門横断的な管理監督メカニズムを確立する、としている。第二に、変動持株事業体（VIE）スキームの採用に基づく上場に関しては、国内の法令順守の下、登録申請した後に可能としている。第三に、主幹事になる海外証券会社も、業務開始後10営業日以内に証監会への登録が必要としている。さらに、2022年1月4日、国家インターネット情報弁公室等13部門は「ネットワーク安全審査弁法」を公布し（同年2月15日施行）、100万人以上の利用者の個人情報を保有する中国企業が海外上場する場合、ネットワーク安全に関する事前審査を義務付け、かつ証監会への申請前の審査が必要としている。ほかに、2021年11月14日、国家インターネット情報弁公室は「ネットワークデータセキュリティ管理条例」の草案を公表し、パブリックコメントを募集した（同年12月13日まで）。同条例でも、100万以上の個人情報を保有するデータ取扱者が海外で上場する際には、当局によるサイバーセキュリティ審査を受けなければならないと義務付けるとともに、データ取扱者の香港での上場においても、国の安全に影響し、または影響する可能性のある場合も、審査が必要と規定した。中国企業の海外上場に関する関係部門の事前審査制度、証監会への主幹事証券会社登録制度など、新たな手続が追加されたことにより、中国企業の本土以外および海外上場に関する手続が実務的に円滑に進むよう、手続の全体像や審査基準に関する体系化・公開性の確保を、まずは証監会に要望する。

<債券市場の活用>

- ⑭中国から見た居住者、非居住者ともに、中国国内市場、具体的には銀行間債券市場や証券取引所での債券発行枠の明確化や、同枠内での発行促進に向けた措置（発行登録制の導入など）を、証監会、中国人民銀行に要望する。特に海外機関が中国本土で発行するパンダ債（非居住者人民元建て債券）の発行市場の中で、これまで、先ず証券取引所に関しては、証監会は、関係部門とともに「取引所債券市場における海外機関の債券発行管理暫行弁法」の制定を検討中と表明した（2019年6月13日）。次に中共中央弁公庁、國務院弁公庁が2021年1月に公布した「ハイレベル市場システムの構築に向けたアクションプラン」の中で、銀行間債券市場と取引所債券市場の対外開放を統括的に

計画し、参入基準、発行管理を最適化し、中国債券市場の対外開放にかかる全体的な制度枠組みを明確に示し、「取引所債券市場における海外機関の債券発行管理暫行弁法」の制定について検討していくことが提起された。その後、2022年12月2日、中国人民銀行と国家外為管理局は「海外機関による中国本土発行債券の資金管理事項に関する通知」を公布した。パンダ債は銀行間債券市場と取引所債券市場で発行されるが、発行資金の管理について、上記通知に基づき、前者に関する従来の「全国銀行間債券市場海外機関債券発行管理暫行弁法」と後者に関する従来の「公司债券発行・売買管理弁法」の適用が無くなり、両市場での資金登録、口座開設、外貨両替・使用、対外為替送金等の資金管理規則が統一された。債券流通市場については、2022年1月20日、上海証券取引所等は「銀行間債券市場および取引所債券市場の相互接続業務暫定弁法」を公布し（即日施行）、取引所債券市場の機関投資家と銀行間債券市場のメンバー（外資系銀行を含む）は相互の市場での口座開設が不要で、相手方市場の現物の取引ができることになった。今後も、銀行間債券市場と取引所債券市場の相互接続に向けた発行・流通市場の制度整備が着実に進展するよう要望する。

<相互上場の促進>

- ⑮（日本株を含む）外国指数ETFの上場申請手続の簡素化を、証監会、上海・深圳証券取引所に要望する。
- ⑯2018年10月の安倍首相の公式訪中時に締結された日中証券市場協力に関する覚書では、ETFの東京と上海での相互上場（ETFコネクティビティ）を実現するためのフィージビリティスタディを進めていくことが合意され、2019年4月22日には株式会社日本取引所グループと上海証券取引所による署名が、また2021年1月25日には同グループと深圳証券取引所による署名が、それぞれ行われた。日中のETF管理会社は、特別な投資枠を国家外為管理局より取得すれば、ETFフィーダーファンドスキームにて相手方ETFを主たる投資対象とするETFを組成することができるようになっており、日中ETFの相互上場（計6本）が実現している。今後も、ETF以外の商品の相互上場に向けた支援を、証監会、上海証券取引所、深圳証券取引所に要望する。

<中国発行体の資金調達支援>

- ⑰中国国有企業・金融機関の新規公開や株式売出を通じた資金調達支援のため、日本の金融機関も貢献すべく、主幹事獲得に向けた内外無差別の取り扱いを、中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、証監会に要望する。